



2023年1月24日

各位

会社名 三京化成株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川和夫  
(コード 8138 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理部長 大槻一博  
(TEL 06-6271-1881)

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会の招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2023年1月20日付臨時株主総会招集請求書）（以下「本書面」といいます。）を2023年1月20日に受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本請求をした株主

Black Clover Limited

※総株主の議決権100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。

#### 2. 本請求の内容

##### (1) 株主総会の目的である事項

議案①小川和夫氏を取締役から解任する件

議案②政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件

議案③剰余金の処分の件

議案④自己株取得の件

議案⑤当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件

##### (2) 招集の理由

本書面を原文のまま別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 3. 本請求に対する当社の見解について

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

(別紙)

## 1、株主総会の目的である事項

- ・ 議案①小川和夫氏を取締役から解任する件
- ・ 議案②政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件
- ・ 議案③剰余金の処分の件
- ・ 議案④自己株取得の件
- ・ 議案⑤当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）廃止の件

## 2、招集の理由

新たな取締役会・経営陣の下で当社の企業価値向上を目指すべく、請求人が株主総会において、上記株主総会の目的である事項につき、以下の議案を提出するためです。具体的には、

- ・ 現代表取締役を解任すること。(議案①)
- ・ 多額の政策保有株式を売却するとともに、配当性向を 100%とし、発行済株式の 10%の自己株買い（政策保有株式の売却が実現されれば 30%の自己株買い）を行うことで、株主還元を行うとともに資本効率を向上させること。(議案②、③、④)
- ・ 現行の買収防衛策を撤廃すること。(議案⑤)

### 議案①

#### 【議案の要領】

取締役小川和夫氏を解任する。

#### 【提案の理由】

当社は、資本コストを意識しない経営の結果として、資本効率が低いという経営上の本質的な課題を抱えており、ROE の過去 5 年平均は 1.6%、直近は 0.7%と極めて低い水準にあります。なお、大手議決権行使助言会社のみならず、主要な日系運用会社や機関投資家も ROE5%以上を達成できなければ、取締役の選任に対し反対票を投じることを基準としておりますが、当社の ROE は長年にわたってその基準以下の水準に留まっております。

そのため、請求人は、これまでに幾度となく当社取締役との協議や書簡でのやりとりを通じて、かかる経営課題の解決に向けた資本政策の改善の提案等を 1 年以上にわたって行ってまいりました。しかしながら、当社の経営陣による資本効率の向上にかかる具体的な方策や計画の策定は一切行われず、依然として ROE は極めて低い水準で推移しております。

また、当社は中期経営計画を策定・公表していません。東京証券取引所が策定しているコーポレートガバナンスコードにおいては、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、経営戦略や経営計画を策定・開示すべきであるとされております。この点につき、ROE など資本効率の指標を KPI に含めた上での経営計画の策定・公表について、現取締役陣に再三にわたり要請致しましたが、誠に遺憾なことに株主に向けた経営計画の策定・公表は行わないとの回答を受けております。

このように、当社は低 ROE で資本効率が悪いという経営課題があるにもかかわらず、現経営陣は資本コストを意識せず、株主の要請が存するにも関わらずこの状況を漫然と放置し、何ら具体

的な方策を示そうとしていません。そのため、請求人は、当社の取締役は資本コストを意識した経営の重要性を理解できず、資本効率の改善に取り組むべく専門性や熱意を持たないため、上場企業を取締役として相応しないと判断せざるを得ず、解任を提案するものであります。

また、2022年6月28日の定時株主総会にて、自身の息子である小川和浩氏を取締役に選任しております。請求人は株主総会での賛否を判断するために小川和浩氏との面談を要請致しましたが、同氏はまだ取締役に就任されていない候補者の段階であるため面談は差し控えるとの回答を受けました。その後、株主総会にて取締役に就任した1か月後に小川和浩氏との面談を要請致しましたが、同氏は非常勤で担当を持っていないため面談は差し控えると回答を受けました。

当社は資本政策にわたる大きな問題が抱えており、新たな取締役による経営改善の可能性があるか否かを判断するという極めて重要な局面において、承服しがたい理由を用いて主要株主である請求人との面談を不当に拒絶しました。

上記の経緯を鑑みると、株主に対して十分な説明を行うことなく自身の息子を取締役に就任させ、かつ幾度にもわたって面談の申し入れを拒否したことは、上場企業を私物化していることの証左であると判断せざるを得ません。

長年にわたって低いROEで推移させ、かつそれを改善させる具体的な方策を示さず、一方で主要株主に十分な判断機会を与えずに自身の息子を取締役に選任したことは、明らかに会社の私物化であり、コーポレートガバナンス不全の表れであります。小川和夫氏は著しく株主を軽視しており、上場企業を経営するに相応しくないと判断されるため、株主全体の利益のために解任を提案するものであります。

## 議案②

### 【議案の要領】

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

## 第8章 政策保有目的で保有する株式の売却

(保有株式の売却)

第40条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、第98期第2四半期(2023年9月30日)までに、対純資産比率が少なくとも10%以下となるよう速やかに売却するものとする。

### 【提案の理由】

当社は、2022年9月末現在、貸借対照表計上額として投資有価証券を3,496百万円、当社の有価証券報告書によれば、2022年3月末時点で42銘柄の政策保有株式を保有しております。当社の純資産は9,247百万円であることから、政策保有株式の対純資産比率は37.5%と日本の上場企業の中でも非常に大きい割合を保有しております。大手議決権行使助言会社のみならず、主要な日系運用会社や機関投資家も純資産の10~20%以上の政策保有株式を保有している場合、取締役の選任に対し反対票を投じる基準を定めています。例えば、大手議決権行使助言会社のISSでは

純資産の 20%以上、Glass Lewis は純資産の 10%以上の政策保有株式を保有が確認された場合、取締役の選任に反対票を投じることを推奨するガイドラインを定めています。

それにもかかわらず、当社の有価証券報告書によれば、「一定の評価基準の下、定期的に定量評価・定性評価を行い、保有意義が希薄になった銘柄については縮減を図ってまいります。」とあるにもかかわらず、政策保有株式の保有目的を「取引関係の安定確保」とのみ、定量的な保有効果は全銘柄において「記載が困難」と記載するのみです。このような曖昧な記載では、何をどう評価したのか株主は判断することができません。

請求人は、資本効率の悪化をもたらす政策保有株式についての売却について再三にわたり提案しましたが、定量的な検討すら行わず、取引先との良好な取引関係維持という漠然とした理由を述べるのみで、資本効率の問題を解決する意図を一切示しません。

そこで、当社は、現在保有する政策保有株式を第 98 期第 2 四半期（2023 年 9 月 30 日）までに純資産比率が少なくとも 10%以下となるまで売却し、その売却代金を株主価値向上のために使うべきであると考えます。なお、現在の当社の純資産額を前提にする場合、保有する投資有価証券 3,496 百万円を 924 百万円まで削減することを意味します。

尚、コーポレートガバナンス・コード原則 1－4 補充原則①によれば「上場企業は、自社の株式を政策保有目的として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」と記載されております。また当社の政策保有株式の大部分は花王株と大和ハウス工業株で占められておりますが、花王社は 2014 年から 2021 年までの間に保有する約 3 分の 2 の政策保有株を削減しており、大和ハウス工業社も約半分の政策保有株を削減しています。これらの状況から当社が政策保有株を売却することを妨げる理由は存在しないと考えられます。

### 議案③

#### 【議案の要領】

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

第 97 期（2023 年 3 月期）の会社年間配当金予想である普通株式 1 株当たり配当金額 85 円に加えて、年間の 1 株当たり配当額が 180 円になるように、1 株当たり 95 円を配当する。本議案に従って支払われる配当金額は、普通株式 1 株当たりの配当金額に、本臨時株主総会の基準日時点での配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

本臨時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

#### 【提案の理由】

上に記載の 180 円とは、2022 年 11 月 4 日に発表された 2023 年 3 月期第 2 四半期決算短信において示されている最新の 1 株当たり当期純利益の額です。本提案は、会社年間配当金予想に関わらず、本事業年度の配当性向を 100%にし、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案です。なお、本提案は単に今期のみ配当性向を 100%とするのではなく、今後の事業年度についても配当性向を 100%とすることを求めるものであります。

議案①で記載したとおり、当社の ROE は極めて低い水準で推移しており、その主な要因が過剰な自己資本を有することによる資本効率の低さであります。現状の利益水準で、会社の年間配当予想である 1 株 85 円を続けると、今後も自己資本が過剰に積み上がり、将来にわたって ROE の向上が妨げられるものであります。本提案は余剰資金を株主に還元し、資本効率を高めることを目的として提案するものです。尚、本議案が可決され 1 株あたりの年間配当額が 180 円となった場合、昨年末株価 3,110 円で計算した配当利回りは 5.78%となります。

東京証券取引所が公表している 2022 年における全産業の純資産配当率の平均は 2.92%であり、本提案の求める純資産配当率は 2.59%に過ぎないことから本提案は上場企業の平均をやや下回る水準であり、平均値程度まで純資産配当率を高めるのであれば更なる配当がなされるべきであると考えられます。

#### 議案④

##### 【議案の要領】

会社法 156 条第 1 項の規定に基づき、本臨時株主総会集結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 156,000 株、取得価額の総資金 600 百万円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。ただし、議案②が可決された場合は、株式総数 468,000 株、取得価額の総資金 1,800 百万円を限度とすることとする。

##### 【提案の理由】

現在、当社の株式は株価純資産倍率が 0.5 倍以下という極めて割安な株価水準で推移しています。また、現金は 1,159 百万円であるのに対し、有利子負債は 183 百万円と実質的に無借金であり、多額な投資有価証券を保有することも考慮すれば、過剰な現金を保有していると言えます。そこで、割安な株価で推移している現況を好機と捉え、自己株買いを行うことで株主還元の拡充を図るとともに、過剰資本を解消して資本効率の向上を図るため、当社発行済株式総数の約 10%を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき、償却する施策を採用すべきであると考えております。尚、議案②が可決すれば政策保有株式の売却による現金が確保されることから、自己株買いを当社発行済株式総数の 30%まで引き上げることとするものです。

尚、本議案が可決されて当社が自己株式の取得を行えば、現時点で最新の予想である純利益 240 百万円で配当性向 100%の株主還元を実施する場合、発行済株式数の 10%の自己株買いを行った後の 1 株あたりの年間配当は 180 円（議案③）から 204 円となり、昨年末株価 3,110 円で計算した配当利回りは 6.55%まで上昇します。さらに、議案②が可決し発行済株式数の 30%の自己株買

いを行った場合、1株あたりの年間配当は277円となり、同配当利回りは8.91%まで上昇します。

#### 議案⑤

##### 【議案の要領】

2020年6月25日開催の当社第94期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止する。

##### 【提案の理由】

当社の株価はPBRが0.5倍以下という極めて低い水準で推移しています。これは長期にわたって低いROEを継続していることや、株主還元に消極的であることに由来すると考えられます。本買収防衛策が経営陣の緊張感を欠けさせ、株主価値及び株価を高めるインセンティブが働かなくなっていることがROEの数値が低迷している一因であると考えられます。

また、本買収防衛策が存在しなければ現在の株価よりも高い株価で当社を買収する第三者が出現することによって株主全体の利益創出の機会が生ずる可能性があるにも関わらず、本買収防衛策が存在することによって買収する第三者の出現可能性を著しく低くさせており、これにより株主は不当に機会損失を被っていると考えられます。株主全体の利益創出の可能性を妨げる買収防衛策は廃止すべきであります。

買収防衛策は、その存在そのものがコーポレートガバナンス不全の表れとして、多くの投資家から忌諱されています。日本でも多くの企業が買収防衛策を廃止しており、大手機関投資家のガイドラインでは買収防衛策は原則反対すると定めているところも多く、議決行使助言会社でも原則反対が推奨されております。当社においてはコーポレートガバナンス不全の事例の1つとして、主要株主の事前及び事後の面談要請を拒絶しつつ現代表取締役社長の小川和夫氏の息子である小川和浩氏（31歳）を取締役に就任させています。新たな取締役が当社での業務未経験な自身の息子である必要はなく、小川和浩氏が取締役として会社の利益に具体的な貢献をしていないのであれば、小川和夫氏が当社を私物化していることは明らかであります。会社の私物化を抑制し、コーポレートガバナンスの不全を防ぐためにも、買収防衛策の廃止が株主全体にとって有益であると考えられます。

そこで、本買収防衛策の継続が諮られた当社第94期定時株主総会の招集通知にあるとおり、本買収防衛策は発効した後であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合はその時点で廃止されるものとされていることから、株主全体の利益のためにその廃止を決議するものがあります。